

# 平成24年度 第2回 堺市障害者自立支援協議会

## 議事概要

---

日 時	平成24年10月5日(金) 午後1時30分～4時30分
場 所	堺市総合福祉会館 5階 第3研修室
出席者 (敬称略)	三田、谷口、河野、中島、林、柏木、澤田、松林、小林、所、隅野、吉田、植西、南、 藤原、佐久間、井上、保井、福間、前田、丸野、藤原、奥田、京井、福井、吉村、 高田、大西
欠席者	金子、園、茅原
代理出席	神原(代理：鷹野)、高田(代理：川端)
事務局(障害施策推進課)	永井、富田、中島、大塚
事務局補助(総合相談情報センター)	松本、田淵
傍聴者	1名

---

### 1. 区協議会及び部会等における途中経過の報告について

#### I 区協議会 **資料1**

- ・各区協議会から資料のとおり報告

##### 【意見・情報交換】

- ・基幹相談支援センターが始動して半年になるが、感想は？
  - ⇒区役所内に入ったことで連携がしやすくなった。
  - ⇒事務所を留守にできないため、外に出ることが難しい場合がある。
  - ⇒現状の「担当者個人とのネットワーク」から、「組織としてのネットワーク」に発展させることができれば。
  - ⇒区役所内で初めて「障害」という看板を掲げたことにより、区役所への来所者の「少し聞いてみようかな」という声を拾いやすくなった。
  - ⇒従来の支援センターでは電話を受けてからの訪問等、ワンクッションがあったが、直接、窓口相談を行う形となった分、スキルを高めていく必要性を感じている。
- ・指定相談支援事業者との連携について、現在の状況は？
  - ⇒当区では、地域福祉課、保健センター、社会福祉協議会とともに、支援者ネットワークという形で月1回、事例検討や情報交換等を行っている。何かあった場合にスムーズな連携がとれるよう、顔の見える関係をつくっている。
  - ⇒10月から、当区協議会に指定相談支援事業所1ヶ所が参加する予定。
  - ⇒これから進めていく予定。
  - ⇒これまで2回の交流会を開催。中立性、公平性など、理念を語り合う場にしたいという思いで進めている。
  - ⇒2ヶ月に1回の交流会を開催し情報交換。横のつながりをつくっている。

⇒連絡会を毎月開催。指定相談支援事業所の数があまり増えておらず、既存のところでは抱えきれなくなっている。相談支援専門員の確保と質の向上が課題。

- ・介護保険への移行に伴いサービスの量が減ってしまうケースについて、事前の調整が不十分な場合も多く、障害と介護保険の関係者間できちんと連携できる仕組みや、運用の差をなくすための研修等が必要では。

## II 障害当事者部会 **資料2**

【前田部会長から】

- ・資料のとおり報告。
- ・10/20（土）に予定されている当事者交流会は、委員以外の当事者の意見を聞く場を設けることを目的としたもので、今年度はグループホーム利用者を対象として開催。集まった利用者の声を研修等に反映していきたい。
- ・7月には市の防災担当者に来ていただき、福祉避難所について説明を受けた。今後も当事者として提言していかなければならないと感じた。
- ・ウェルカムシール（店先に貼ってもらい、障害者が入りやすいようにしようという企画）については、議論の結果、まずはブログを立ち上げ、入りやすいお店を紹介していく、という方向となった。

## III 地域生活支援部会 **資料3**

【吉村部会長から】

- ・資料のとおり報告。
- ・2回目においては「暮らしの場」をテーマに議論を行った。これは、「障害者の暮らしの場あり方検討会」の委員である三田会長から、当部会の意見を集約したいとの提案があり、意見交換を行ったものである。
- ・3回目の「ネットワーク」については、各委員のネットワークに対するイメージが、それぞれで違っている、あるいは幅がある、といったことが確認された。また、その中で、自立支援協議会として地域のインフォーマルな社会資源に関する情報を収集することも必要なのでは、といった意見が出された。これについては、西区協議会での取り組みが参考になると考えられる。また、必要とされるネットワークを自立支援協議会が仕掛け役となり、主体的ではないにせよ、つくっていくことの必要性も議論された。その他、地域から出てきた課題について、自立支援協議会として解決に向けたコーディネートを行っていくことも必要ではないか、といった意見も出された。

## IV 研修担当 **資料4**

- ・事務局補助から資料のとおり報告。

## V 事務局 **資料5～7**

- ・事務局から資料のとおり報告。

## 2. 障害者虐待防止法の施行（H24.10.1）について 資料8

### 【事務局から】

- ・資料のとおり報告。
- ・通報や相談の件数としては、本年4月から9/25までの間に9件、プレス発表から施行までの間（9/25～9/30）に3件、施行から本日までの間（10/1～10/5）で8件、合計20件となっている。今のところ、生命にかかわるような重篤な事案や、実際に保護を行った事案は発生していないが、困っているケースの掘り起こしにつながっている。
- ・本庁課（障害施策推進課）に虐待対応チームを設け、各区役所や基幹相談支援センター、更生相談所、こころの健康センター等の各機関と連携しながら対応している。

### 【意見・情報交換】

- ・使用者に対する普及啓発についてはどのように取り組んでいるのか？  
⇒大阪労働局を通じて府内の全企業に周知。なお、広報紙及び市のホームページにより市民への周知を行うとともに、パンフレットについては民生委員、医師会、歯科医師会、介護支援専門員協会、福祉施設等に配付している。

## 3. 障害者総合支援法の施行（H25.4.1）について 資料9

### 【事務局から】

- ・資料のとおり報告。
- ・対象となる「難病等」の範囲については現在、国において検討中。

## 4. 「障害者の暮らしの場あり方検討会」について 資料10

### 【事務局から】

- ・資料のとおり報告。
- ・検討会での議論を踏まえた事務局案として、地域における身近な支援拠点となる「さかい型地域ホーム」（資料参照）の創設を検討している。

### 【意見・情報交換】

- ・「さかい型地域ホーム」について、短期入所であれば「1泊2日～1週間」というのが一般的だが、ここでいう「一定期間の生活」とはどれぐらいの期間を想定しているのか？ また、「次の支援」についての考え方は？  
⇒期間の定めは特に設けない予定。次の支援につなげるために必要な期間となる。また、今後の課題として「次の支援をつくっていく」ということが必要であると考えている。
- ・具体的な人員配置や、医療的ケアをどのような支援体制で行うのか、といった部分についてはどうか。また、法人の枠を超えた検討が必要ではないか。  
⇒制度設計についてはこれからであるが、既存の制度を活用して一定のお金が出る仕組みを検討していきたい。場所の選定や箇所数についても今後検討することとなる

が、まずはモデルとして数ヶ所での実施を考えている。医療的ケアについては既存資源の活用という形で訪問看護ステーションとの連携を考えているが、夜間の対応等、課題もある。各方面からのご意見をお聞きしながら、スピード感を持って取り組んでいきたい。

- ・いわゆる「ロングショート」の代わりになるものをつくる、というのではなく、暮らしの見通しを持って、地域の中で支え続けていけるシステムが必要であり、モノをつくって終わりということではないことに留意が必要。また、そのためにも、今ある社会資源として、一定の体制がある入所施設を含めた形で、緊急時にも対応できる支援体制のシステムを考えていくことも重要では。

## 5. 権利擁護の中核的なセンターについて 資料11

【吉田委員から】

- ・「権利擁護の中核的なセンター開設準備委員会」を今年度4回開催し、概ね内容が固まってきたところである。現在、来年度の開設に向けて準備中。

【高齢施策推進課から】

- ・資料のとおり報告。
- ・なお、名称については、現時点では地域福祉計画上の仮称のままであるが、準備委員会において「権利擁護サポートセンター」といった名称案が出されている。

【意見・情報交換】

- ・このセンターと地域の相談機関との関係は？  
⇒窓口としては地域の相談機関となるが、そこでは解決できないような専門的な支援が必要な場合に、センターとして「支援者を支援する」形でのサポートを行う。また、そうすることで、支援者自身が力をつけることにもつながると考えている。
- ・犯罪行為により逮捕された場合など、きちんと権利が守られた形で手続きが進められているのかどうか心配になることがあるが、そういった相談についても具体的な検討がなされているのか？  
⇒これまでの検討の中では、そういった話はあまりなされていなかった。今後、弁護士会等と話し合っていきたい。

## 6. 生活リハビリテーションセンターについて

【福間委員から】

- ・今回から委員として参画させていただいている。
- ・当センターは、今年度から健康福祉プラザ内に開所し、堺市における高次脳機能障害者への支援拠点として、主に通所による訓練と、相談による支援を行っている。
- ・機能訓練と生活訓練の定員はそれぞれ15名であるが、現在の利用者数は機能訓練が10名、生活訓練が14名となっている。
- ・相談件数は徐々に増加してきているが、医療機関や施設等への周知をさらに強化して

いく必要があると感じている。

- ・普及啓発活動として、研修会等も定期的を開催していく予定。

## 7. その他（情報交換等）

- ・ガイドヘルパーを利用して健康福祉プラザへ行く場合、交通の不便さがネックになっている。

⇒堺東駅と泉ヶ丘駅を結ぶ路線バスがあるが、本数は30分に1本であり、アクセスの悪さは多方面から指摘を受けているところである。